

開催予定日（予定期間）が「緊急事態措置」の実施期間に該当していないイベントの開催について

別添資料 1

大声※¹なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50%超※²であるが
参加予定人数※³ 5,000人以下

⇒A

収容率50%以下

⇒A ※⁵

収容率50%超かつ
参加予定人数5,000人超

⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下

⇒A

参加予定人数5,000人超

⇒B

大声ありのイベント

収容定員設定あり※⁴

収容率50%以下

⇒A

収容率50%超

⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔 ⇒A
(できるだけ2 m最低1 m)
の維持を徹底

A

イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（様式1）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（様式3）を県に提出すること。

B

イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（様式2）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（様式3）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。

※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2 m最低1 m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

※5 まん延防止等重点措置期間内において、参加人数5,000人超となる場合はBの対応が必要となる。

開催予定日（予定期間）が「緊急事態措置」の実施期間に該当している イベントの開催について

別添資料2

大声※¹なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50%※²以下かつ
参加予定人数※³ 5,000人以下 ⇒A

収容率50%超であるが
参加予定人数5,000人以下 ⇒A

参加予定人数5,000人超
ただし人数上限あり★ ⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下
⇒A

参加予定人数5,000人超
⇒B
ただし人数上限あり★

大声ありのイベント

収容定員設定あり※⁴

収容率50%以下かつ
参加予定人数 5,000人以下
⇒A

収容率50%超
⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔 ⇒A
(できるだけ2 m最低1 m)
の維持を徹底

★人数上限について

原則5,000人まで。ただし、Bの対応により緊急事態宣言期間内は10,000人まで人数上限が緩和される。

A

イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（様式1）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（様式3）を県に提出すること。

B

イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（様式2）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（様式3）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。

※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人の間隔（できるだけ2 m最低1 m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

※5 Bの場合で、対象者全員検査を実施する旨を明記した感染防止安全計画（様式2）を県に提出した場合は、人数上限を収容定員までとすることができる余地がある。